## 令和3年度山梨県環境保全審議会第1回鳥獣部会 会議録

- 1 日 時 令和3年12月17日(金)午後1時00分~午後3時00分
- 2 場 所 山梨県防災新館4階409会議室
- 3 出席者
  - 委 員(敬称略)山本紘治、青木進、佐藤繁則、村山力、湯本光子、 依田忠紀
  - → 委員10名中6名出席により、規定の定足数を充足 事務局 自然共生推進課長 石原徳幸、総括課長補佐 二宮智浩、 課長補佐 望月和久、主任 加藤洋子、主任 金谷未央、 主任 河西祐也、主事 長澤慧人
- 4 傍聴人の数 0人
- 5 次第
  - 1 開会
  - 2 自然共生推進課長あいさつ
  - 3 部会長あいさつ
  - 4 議事
  - 5 閉会
- 6 議題 ○次期計画及び指針の策定について
  - 第13次鳥獣保護管理事業計画について
  - ・第3期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、 ニホンザル)管理計画について
  - ・第5期山梨県ツキノワグマ保護管理指針について
  - ・ 第4期山梨県カワウ管理指針について

## 7 議事の概要 開会 1 ただいまから、山梨県環境保全審議会鳥獣部会を開催いた 司会 します。 自然共生推進課長あいさつ ◆自然共生推進課長あいさつ 自然共生推進課長 3 部会長あいさつ 部会長 ◆鳥獣部会部会長あいさつ 4 議事 委員10名のうち、6名が御出席頂いております。 司会 山梨県環境保全審議会運営規定第3条第2項により、委員 の過半数が出席しておりますので、部会の会議は成立してお ります。 それでは議事に入らせていただきます。 部会の議長は、山梨県環境保全審議会運営規程第3条第1 項の規程によりまして、部会長がこれにあたることとなって おります。 それでは部会長、よろしくお願いいたします。 議長 (部会長) それでは、規程により議長を務めさせていただきます。 議事の進行に御協力くださいますようお願いいたします。 では、議事に入りたいと思います。 「議題 次期計画及び指針の策定について」 まず、「第13次鳥獣保護管理事業計画について」事務局 から説明をお願いいたします。 第13次鳥獣保護管理事業計画について御説明させてい 県事務局 ただきます。

(資料1) について説明。

議長 (部会長)

それでは審議に入ります。

当該案件につきまして、意見、質問等がございましたらお 願いいたします。

委員

キジ・ヤマドリの放鳥については、生物多様性の観点からすると遺伝的な攪乱があるため、放鳥のあり方自体を考え直す時期です。

外来鳥獣については、アライグマだけではなく幅広く記載してほしいです。

委員

放鳥を行うのであれば、エリアを決めて必要な分だけにし た方がよいと思います。

県事務局

近年キジ・ヤマドリの狩猟頭数は大幅に減っています。次期計画の方向性としては、放鳥は行わない予定です。

委員

直接的な農林業被害だけで無く、間接的な農林業被害についても考えていかなければなりません。

県事務局

次期計画では、被害額だけでなく数字では見えない部分も 含めて被害軽減を目指します。

議長 (部会長)

他に意見がないようなので、以上で「第13次鳥獣保護管理事業計画について」を終了し、次に「第3期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画について」事務局から説明をお願いいたします。

県事務局

第3期山梨県第二種特定鳥獣 (ニホンジカ) 管理計画について御説明させていただきます。

(資料2、3、5)について説明。

議長(部会長)

それでは審議に入ります。

当該案件につきまして、意見、質問等がございましたらお 願いいたします。

委員

県が高山帯に注力するなど、市町村との役割分担の中で高 山帯での対策をしてほしいです。 委員

県境では他県からのニホンジカの侵入が多いと思うので、 他県との連携が必要です。

委員

捕獲だけでなく、追い払いなど別の方法も試したらどうでしょうか。

県事務局

高標高域での捕獲はどこの県でも課題となっています。次期計画では、まずは手探りの状態から、今まで手を付けていなかった高標高域に着手するという方向性を示した上で、頂いた意見についても検討していきます。

議長(部会長)

他に意見がないようなので、以上で「第3期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画について」を終了し、次に「第3期山梨県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画について」」事務局から説明をお願いいたします。

県事務局

第3期山梨県第二種特定鳥獣 (イノシシ) 管理計画について御説明させていただきます。

(資料2) について説明。

議長 (部会長)

それでは審議に入ります。

当該案件につきまして、意見、質問等がございましたらお 願いいたします。

委員

豚熱の対策の記載は必要であると思うが、豚熱により個体数が減少すると捕獲目標頭数に影響するのではないでしょうか。

県事務局

推定生息数が把握できておらず、豚熱により頭数が減少しているのも推測であるため、捕獲については次期計画でも引き続き行っていきます。

豚熱については農政部との連携などについて記載します。

議長 (部会長)

他に意見がないようなので、以上で「第3期山梨県第二種特定鳥獣(イノシシ)管理計画について」を終了し、次に「第3期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンザル)管理計画について」事務局から説明をお願いいたします。

県事務局

第3期山梨県第二種特定鳥獣 (ニホンザル) 管理計画について御説明させていただきます。

(資料2) について説明。

議長 (部会長)

それでは審議に入ります。

当該案件につきまして、意見、質問等がございましたらお 願いいたします。

委員

山奥の個体群の把握は困難であるので、加害群を把握し管理していくのがよいと思います。

他県から侵入してくる個体群への対応はどうするのでしょうか。

県事務局

加害群についても、正確に生息数を把握できていないことから、次期計画では頭数の表記は避ける予定です。

県境での対策については、東京都、神奈川県と連携しGPSを利用して個体群を把握する事業を行っています。これも含めて、次期計画では他県との連携について取り組んでいきます。

委員

収穫されずに放置され、餌となってしまう作物を取り除くというような地域の努力も必要です。

議長(部会長)

他に意見がないようなので、以上で「第3期山梨県第二種特定鳥獣(ニホンジカ)管理計画について」を終了し、次に「第4期山梨県ツキノワグマ保護管理指針について」及び「第5期山梨県カワウ管理指針について」事務局から説明をお願いいたします。

県事務局

第4期山梨県ツキノワグマ保護管理指針について及び第 5期山梨県カワウ管理指針について御説明させていただき ます。

(資料4)について説明。

議長 (部会長)

それでは審議に入ります。

当該案件につきまして、意見、質問等がございましたらお 願いいたします。 委員

捕獲上限数は狩猟による捕獲のみの値でしょうか。

県事務局

捕獲上限数は、有害捕獲も含めた値です。

錯誤捕獲について、ツキノワグマが複数回かかった場所ではくくりわなを使用しないなど、ニホンジカの捕獲とのバランスを考えながら保護管理を行っていきます。

委員

ツキノワグマの冬眠時期中での、くくりわなの直径の規制 緩和はいつから始まったのでしょうか。

県事務局

平成25年からです。

議長 (部会長)

他に意見がないようなので、以上で「第4期山梨県ツキノワグマ保護管理指針について」及び「第5期山梨県カワウ管理指針について」を終了いたします。

以上で議事を終了させて頂きます。御協力ありがとうございました。

司会

ありがとうございました。

今回の案件につきまして、本日頂いた意見を基に、事務局で素案を作成いたします。

その後、委員の皆様から書面で素案について御意見を頂き、パブリックコメントを実施した上で、第2回鳥獣部会において計画案の審議を行う予定とさせていただきますので、御了承頂きますようよろしくお願いいたします。

## 5 閉会

司会

以上をもちまして、本日の鳥獣部会を閉会いたします。本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。